

香川県広域水道企業団職員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

香川県広域水道企業団企業管理規程第5号

香川県広域水道企業団職員就業規則の一部を改正する規則

香川県広域水道企業団職員就業規則（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児又は介護を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務等の制限）</p> <p>第9条 企業長は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（育児休業法第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。<u>第17条第1項を除き、</u>以下同じ。）を養育する職員が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時的勤務を除く。）をさせてはならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前3項の規定は、第17条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（育児休業法第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。<u>第17条第1項を除き、</u>以下同じ。）を養育する職員が、別に定めるところにより、当該子を養育する」とあり、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができる者として別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、別に定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第17条第1項に規定する要介護者のある職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、第2項中「深夜における」とあるのは「深</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務等の制限）</p> <p>第9条 企業長は、<u>3歳に満たない子</u>（育児休業法第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下<u>この条において</u>同じ。）を養育する職員が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時的勤務を除く。）をさせてはならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前3項の規定は、第17条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>3歳に満たない子</u>（育児休業法第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下<u>この条において</u>同じ。）を養育する職員が、別に定めるところにより、当該子を養育する」とあり、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができる者として別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、別に定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第17条第1項に規定する要介護者のある職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、第2項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午</p>

夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と読み替えるものとする。

（休暇の種類）

第13条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇とする。

（特別休暇）

第16条 略

（1）～（5） 略

（5）の2 職員が不妊治療を受ける場合 その都度必要と認める日又は15分を単位とする時間。ただし、一の年において12日を限度とする。

（6）・（7） 略

（8） 職員が生後3年に達しない子を育てる場合 1日につき120分を超えない範囲内で1日2回それぞれ15分を単位とする時間（生後1年に達しない子を育てる女性職員にあっては、30分以上に限る。男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）若しくは同条第2号に規定する養子縁組里親である者を含む。）が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日につき120分から当該承認又は請求に係る期間を差し引いた期間を超えない範囲内で1日2回それぞれ15分を単位とする時間）

（9） 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号及び第11号において同じ。）が出産する場合 その都度

前5時までの間をいう。）における」と読み替えるものとする。

（休暇の種類）

第13条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

（特別休暇）

第16条 特別休暇は、特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

（1）～（5） 略

（5）の2 職員が不妊治療を受ける場合 その都度必要と認める日又は時間。ただし、一の年において12日を限度とする。

（6）・（7） 略

（8） 職員が生後3年に達しない子を育てる場合 1日2回それぞれ30分（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）若しくは同条第2号に規定する養子縁組里親である者を含む。）が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間）

（9） 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号及び第11号において同じ。）が出産する場合 その都度

必要と認める日又は15分を単位とする時間。ただし、出産予定日前1週間以内及び出産の日以後2週間以内の期間において3日を限度とする。

(10) 職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育を行う場合 その都度必要と認める日又は15分を単位とする時間。ただし、当該期間内において5日を限度とする。

(11) 職員が、職員の父母（配偶者の父母を含む。）、配偶者若しくは子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をいう。以下同じ。）を行い、又は職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの子の介助等（疾病の予防を図るために必要なものとして企業長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして企業長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち企業長が定めるものへの参加をすることをいう。以下同じ。）を行う場合 その都度必要と認める日又は15分を単位とする時間。ただし、一の年において5日（子が2人以上の場合にあつては、10日（うち5日は、子の看護又は介助等を行うため使用する場合に限る。））を限度とする。

(12) 職員が、要介護者（第17条第1項に規定する要介護者をいう。以下この号において同じ。）の介護その他の企業長が定める世話を行う場合 その都度必要と認める日又は15分を単位とする時間。ただし、一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）を限度とする。

(13)～(20) 略

(21) 妊娠中の女性職員が妊娠に起因するつわり等の障害により勤務することが著しく困難である場合 その都度必要と認める日又は15分を単位とする時間（定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、15分を単位とする時間）。ただし、一の妊娠期間において14日（定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、108時間30分に週間勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た時間数（その時間数に1時間未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た時間数））を限度とする。

必要と認める日又は時間。ただし、出産予定日前1週間以内及び出産の日以後2週間以内の期間において3日を限度とする。

(10) 職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育を行う場合 その都度必要と認める日又は時間。ただし、当該期間内において5日を限度とする。

(11) 職員が、職員の父母（配偶者の父母を含む。）、配偶者若しくは子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をいう。以下同じ。）を行い、又は職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの子の介助（疾病の予防を図るために必要なものとして企業長が定めるその子の世話をいう。以下同じ。）を行う場合 その都度必要と認める日又は時間。ただし、一の年において5日（子が2人以上の場合にあつては、10日（うち5日は、子の看護又は介助を行うため使用する場合に限る。））を限度とする。

(12) 職員が、要介護者の介護その他の企業長が定める世話を行う場合 その都度必要と認める日又は時間。ただし、一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）を限度とする。

(13)～(20) 略

(21) 妊娠中の女性職員が妊娠に起因するつわり等の障害により勤務することが著しく困難である場合 その都度必要と認める日又は時間（定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、時間）。ただし、一の妊娠期間において14日（定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、108時間30分に週間勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た時間数（その時間数に1時間未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た時間数））を限度とする。

(22)～(25) 略

2 略

(介護時間)

第18条 略

(子育て部分休暇)

第18条の2 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）がその小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 子育て部分休暇については、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の請求)

第20条 介護休暇、介護時間又は子育て部分休暇を取得しようとする職員は、別に定めるところにより、あらかじめ企業長に請求し、承認を受けなければならない。

2 略

(休暇の承認の決定等)

第21条 病気休暇、特別休暇（第16条第1項第6号及び第7号に掲げる場合の特別休暇を除く。次項において同じ。）、介護休暇、介護時間又は子育て部分休暇の請求があった場合においては、企業長は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。ただし、介護休暇の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があった日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

2 略

3 企業長は、介護休暇、介護時間又は子育て部分休暇の請求について、第

(22)～(25) 略

2 略

(介護時間)

第18条 略

(介護休暇及び介護時間の請求)

第20条 介護休暇又は介護時間を取得しようとする職員は、別に定めるところにより、あらかじめ企業長に請求し、承認を受けなければならない。

2 略

(休暇の承認の決定等)

第21条 病気休暇、特別休暇（第16条第1項第6号及び第7号に掲げる場合の特別休暇を除く。次項において同じ。）、介護休暇又は介護時間の請求があった場合においては、企業長は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。ただし、介護休暇の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があった日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

2 略

3 企業長は、介護休暇又は介護時間の請求について、第17条第1項又は第

17条第1項、第18条第1項又は第18条の2第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

- 4 企業長は、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間又は子育て部分休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(育児休業等)

第24条 略

2 略

- 3 企業長は、職員（次に掲げる職員を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、別に定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期（別に定める非常勤職員にあっては、3歳）に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（以下「部分休業」という。）を承認することができる。

4・5 略

18条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

- 4 企業長は、病気休暇、特別休暇、介護休暇又は介護時間について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(育児休業等)

第24条 略

2 略

- 3 企業長は、職員（次に掲げる職員を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、別に定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期（別に定める非常勤職員にあっては、3歳）に達するまでの子（育児休業法第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（以下「部分休業」という。）を承認することができる。

4・5 略

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。